

農業用廃棄物のリサイクル推進の課題

観 察
み る

— 再利用の促進に支援措置を —

(社) 北海道地域農業研究所

常務理事

佐伯 憲司

最近、特に環境問題がクローズアップされているが、これに対して国は重い腰を持ち上げ環境庁を環境省に昇格させグローバルな視点で取り組む姿勢を打ち出した。

二十世紀という時代は、国民が豊かな生活を送るため大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動を繰り返してきた。その結果、生活の豊かさとは裏腹に、大量のゴミが排出され、このような状態が続けば、もう少しでゴミを処分する場所が満杯になり、日本中がゴミの山になってしまつことに気付いた。これは大変と当時の環境庁が具体策を打ち出したのが、二十一世紀の日本を「一方通行型の社会」から「循環型社会」へと変えていくためのリサイクル推進方策である。循環型社会として、今、求められているのは、ライフスタイルや経済活動を早急に見直し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会の追究で

ある。その具体策として、まず第一に、「ゴミをささない」ことである。第二に、出たゴミは「できるだけ資源として使う」ことである。第三に、使えないゴミは「きちんと処分する」ことである。これらのことを、今すぐ、始めようとのことである。

そもそも「環境基本法」なるものが制定されたのは平成五年十一月で、環境庁設置法が制定されたのが昭和四十六年五月であるから本格的に法整備がおこなわれたのは三〇年間である。環境基本法を環境の憲法として、循環型社会を形成するため、平成十二年五月に「循環型社会形成推進基本法」が制定された。この基本法の下に、既に法整備がなされている、「廃棄物処理法」(平成十二年六月改正)、「資源有効利用促進法」(平成十二年六月改正)、新たに制定された「容器包装リサイクル法」(平成十二年四月施行)、家電リサイクル法(平成十三年四月施行)、建

設リサイクル法（平成十二年五月制定）、食品リサイクル法（平成十三年四月施行）、グリーン購入法（平成十三年四月施行）などの個別法案が整備されたのである。

このように、環境保全を基本とした「環境基本法」の制定と廃棄物対策とリサイクル対策を、総合的・計画的に推進するために、基本的枠組み法として「循環型社会形成推進基本法」が制定された。この基本法を踏まえ、それぞれの個別法案が制定され、環境に対する法整備はこれで一応整ったことになる。しかし、「仏を作つて魂入れず」では何の意味もない。ここで問題なのは、環境問題の解決は国にお任せではなく、国民一人ひとりの人間の行動が重要であり、市民や個々の企業が、国の枠を越えてお互いに知恵を出し合い、多少時間をかけて柔軟に新しい試みを模索し提案していくことが大切である。

本来の課題である、農業関係については、最近、特に問題になっている農業用廃棄物では、かつて農村の景観をも損ねるとして農業用廃プラスチックの野積みが問題になった。今は農家が自分で焼却、埋立、投棄することは法律で禁止され、知事又は政令市長の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して処理しなければならないことになった。この処理業者は、再生処理、埋立処理、焼却処理のいずれかの方法で処理しなければならないが、埋立は埋立面積の問題があり、焼却はダイオキシンなどの公害問題から、現在は、再生処理を基本に取り組みをしている割合が多くなつてきている。

表1 全国・北海道の農林業廃プラスチック排出量及び処理量
(単位：t、%)

項目	年間 排出量 (t)	処理方法別内訳				
		再生処理	埋立処理	焼却処理	その他	
全国	H 合計	180,254	50,356	43,564	63,823	22,511
	9 構成比	(100)	(27.9)	(24.2)	(35.4)	(12.5)
	H 合計	178,887	62,333	49,812	31,423	35,319
	11 構成比	(100)	(34.8)	(27.8)	(17.6)	(19.7)
北海道	H 合計	19,342	378	11,143	5,885	1,936
	9 構成比	(100)	(2.0)	(57.6)	(30.4)	(10.0)
	H 合計	21,632	2,992	11,745	2,574	4,321
	11 構成比	(100)	(13.8)	(54.3)	(11.9)	(20.0)

- 注1) 農林水産省農産園芸局野菜振興課及び北海道農政部農産園芸課の「園芸用ガラス室・ハウス等の設置状況」による
 2) その他は回収業者による回収を含む
 3) 平成9・11年度（平成8・10年7月1日～平成9・11年6月30日までの期間）

農林水産省農産園芸局野菜振興課の調査結果によると、使用済み農業用プラスチックの排出量と処理方法を平成九年と平成十一年で比較して見ると、表1のとおりである。平成九年の排出量は一八万二五四ト、十一年は一七万八、八八七トで一、三六七トの減少である。また、処理方法別内訳及び構成比を同様に比較してみると、その特徴としては、まず第一に、再生処理が六・九%増加し、第二に焼却処理が一七・八%減少したことである。これはダイオキシンの公害問題で平成九年十二月の法改正で、農家

表2 全国・北海道の排出元別廃プラスチック年間排出量（平成11年）

（単位：t、%）

項目	園 芸				稲作	畑作	その他	合計		
	野菜	花き	果樹	小計						
全 国	プラスチックフィルム	塩化ビニール	77,124	8,303	6,436	91,862	5,395	1,462	1,138	99,857
		ポリエチレン	44,495	1,654	4,981	51,130	1,114	8,232	3,948	64,424
		その他フィルム	3,510	330	767	4,607	207	394	1,433	6,641
		フィルム計	125,129	10,286	12,184	147,599	6,716	10,088	6,519	170,922
	その他プラスチック	1,181	136	750	2,067	1,930	1,103	2,865	7,965	
	合 計	126,310	10,422	12,934	149,666	8,646	11,191	9,384	178,887	
	構 成 比	(70.6)	(5.8)	(7.3)	(83.7)	(4.8)	(6.3)	(5.2)	(100)	
北 海 道	プラスチックフィルム	塩化ビニール	5,813	655	57	6,525	2,125	490	618	9,758
		ポリエチレン	4,352	80	161	4,593	163	827	2,204	7,787
		その他フィルム	458	15	—	473	4	226	1,338	2,041
		フィルム計	10,623	750	218	11,591	2,292	1,543	4,160	19,586
	その他プラスチック	305	32	1	338	163	574	971	2,046	
	合 計	10,928	782	219	11,929	2,455	2,117	5,131	21,632	
	構 成 比	(50.5)	(3.6)	(1.0)	(55.1)	(11.4)	(9.8)	(23.7)	(100)	

注1) 農林水産省農産園芸局野菜振興課及び北海道農政部農産園芸課の「園芸用ガラス室・ハウス等の設置状況」による

2) 平成11年（平成10年7月1日～平成11年6月30日までの期間）

段階の焼却処理ができなくなったことから、廃プラスチックの再生処理への取り組みが積極的に行われた結果であると思われる。

また、北海道農政部農産園芸課が国と同様に調査しているが、使用済み農業用プラスチックの排出量は平成九年が一万九、三四二トに対して平成十一年は二万一、六三二トで、二、二九〇ト増加している。処理方法別内訳及び構成比を全国と同様に比較して見ると、特徴としては、まず、第一に、再生処理が全国に比較して割合は低いが一・八%の急激な伸びを示している。第二に焼却処理が一八・五%減少したことである。

しかし、平成十一年の使用済み農業用プラスチックのリサイクル率は全国では三五%に達しているが、北海道は一四%と低い。その理由としては再生処理の費用を考慮すると北海道には埋立面積がまだ十分にあることから全体の五四%が埋立処理である。平成九年の焼却処理が全体の三〇%強を占めていたが、法改正で農家段階での焼却が禁止されたことから、平成十一年では一・二%に減少し再生処理に置き換わりつつあるのは全国的推移と同じ傾向にある。

また、平成十一年度の園芸、稲作、畑作の排出元別内訳（表2）を見ると圧倒的に多いのが園芸で全国で一四万九、六六六トで全体の八三・七%、北海道では一万一、九二九トで全体の五五・一%を占めている。うち野菜が全国で二万六、三〇〇トの七〇・六%、北海道は一万九二八トの五〇・五%で、いずれも園芸野菜のウエイトが極めて高い。さらに、北海道は稲作

(一・四%)、畑作(九・八%)、育苗など寒冷地の保温対策として使用する割合が多く、府県の五ないし六%に比較すると農業全般で使用する割合が極めて高いのは北海道という寒冷地農業の特徴を示しているといえる。

この他に、従来から重要な農業用廃棄物として取り上げられている問題は、農薬空容器・農薬廃液等の処理についてであるが、これは農薬取締法及び水質汚濁防止法などの各種関係法令により適切に対処するよう規程されている。これも同様に、産業廃棄物処理業者に委託して適切に処理しなければならない。この処理は、農業者が直接もしくは農業者に代わって代行契約のもとにJAなどが、産業廃棄物処理業者に委託して行うことになる。

このように、農業分野においても、法の規制の下に環境保全対策が行われているが、根本的な対策としては、農業者の責任だけにするのではなく、国をはじめ地方自治体がJA・JA連合会と連携して農村の自然環境を守ることが何よりも大切なことである。北海道においても、道、市町村と連携してJA・JA連合会が、その役割を果たすべくメーカー・取扱業者とともに、適切な処理を農業者に呼びかけ、その成果も徐々に上がりつつある。

JA・JA連合会が経済事業活動の結果として出る、ゴミ(農業用廃棄物)対策を真正面から農業者に向かって積極的に指導及び支援協力することこそがJAの役割であり、使命でもある。このことが農村の景観と環境を守り、農村の快適性が都市住民との交流にもつながる。このことから今後とも、JA・JA連

合会が率先して農業用廃棄物の再生処理に対する指導的役割を果たすことが極めて重要である。

この再生処理の方法は、他の処理方法に比べてコスト面で事業者(農業者)の負担が割高になるが、日本国中ゴミの山にすることなど論外であり、それこそグローバルな視点から国として、全ての産業廃棄物の再生処理対策に対して積極的な支援措置を講ずべきである。

また、再生処理の回収コストを含めると、リサイクル品は一般にコストが高くなりがちであるが、需要の増に応じて生産量も増えればコストも下がることになる。市場のメカニズムにのっとりて自然にそうなることが理想であるが、そこに至るまでは国の助成など何らかの形で外から資金を導入することが必要不可欠な要件である。

国民が環境問題に理解を示すためには、国民に対する環境問題への教育が最も重要な政策である。「環境問題は国民一人ひとり自らが責任を持って問題解決を図る環境意識の醸成とそれを促す動機付けが大切である」ことを基本にしなければならない。いずれにしろ、グローバルな環境政策の下に、総合的な対策が必要なのは論を待たないのである。この問題を解決する力には産業廃棄物の再生処理対策について、国が本腰を上げて積極的な支援措置を講ずるか否かが、農業に限らず全ての産業廃棄物のリサイクルを推進する上での大きな課題であり問題点でもあることには変わりない。